



の申告は期限内に

令和8年度分の住民税の申告と7年分の所得税(復興特別所得税含む)の確定申告を受け付けます。

申告は3/16月まで

住民税の申告

申告は区役所へ

ネット・郵送が
オススメ!

住民税の申告が必要な方

8年1月1日現在練馬区に住んでいて、7年中に所得があった方 ※区外に住んでいて、区内に事務所などがある場合も対象です。



次のいずれかに当てはまる方は申告不要です

- ・税務署に所得税の確定申告をする
- ・7年中の所得が給与所得のみで、勤務先から区に給与支払報告書が提出されている(下の「知っておきたい税のはなし」**②**参照)
- ・7年中の所得が公的年金等に係る雑所得のみで、年金支払先から区に公的年金等支払報告書が提出されている(下の「知っておきたい税のはなし」**②**参照)

所得がなかった方へ

保険料の正しい算定のために期限内の申告をお願いします

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料などは、住民税の申告内容に基づき算定します。7年中に所得がなかった方でも、各保険に加入している場合は申告をしてください。保険料の軽減などには世帯全員分の申告が必要です。

申告書の配布と発送

申告書は、区HPに掲載するほか、区民事務所(練馬を除く)と税務課(区役所本庁舎4階)で配布しています。昨年、住民税の申告をした方などには、2月2日(月)に申告書を発送します。

問合せ 税務課区税第一～第四係☎5984-4537

住民税の申告はネットまたは郵送が便利です

窓口は混雑します

8年度から、マイナンバーカードを使用してスマホやパソコンで申告できます。詳しくは、e-TAX HPをご覧ください。



郵送または窓口で申告する場合は、次の書類を税務課に提出してください。

〈提出書類〉

- ①住民税の申告書
 - ②所得や経費の明細が分かるもの(給与所得の場合は源泉徴収票)
 - ③控除額が分かるもの(医療費控除の明細書(下の「知っておきたい税のはなし」**③**参照)、生命保険料・地震保険料の証明書の原本、社会保険料の支払金額が分かるもの、障害者手帳など)
 - ④マイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写しなど)
 - ⑤本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、在留カードなど)
- ※郵送の場合、③の障害者手帳や④⑤は写し(マイナンバーカードは両面)を提出してください。

●申告窓口

場所	日程(土・日曜、祝休日を除く)	受付時間
税務課(区役所本庁舎4階)	2/16月～3/16月	8:30～17:00
石神井庁舎5階	2/16月～25(火)	
東大泉中央地域集会所	2/17(水)～18(木)	
上石神井南地域集会所	3/3(火)～4(水)	
光が丘区民センター2階	3/3(火)～5(木)	
早宮地域集会所	3/5(木)～6(金)	
関区民センター	3/9(月)～11(水)	
大泉北地域集会所	3/10(木)～11(水)	

※体が不自由な方を除き、車での来場はご遠慮ください。

知っておきたい 税のはなし

① 主な税制改正のお知らせ

8年度の住民税から以下の内容が適用されます。詳しくは、区HPをご覧ください。



①給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられ、給与収入額190万円まで給与所得控除額が65万円となります。

②扶養親族等の所得要件の引き上げ

- ・扶養親族および同一生計配偶者の合計所得金額(48万円以下→58万円以下)
- ・ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等(48万円以下→58万円以下)
- ・勤労学生の合計所得金額(75万円以下→85万円以下)

③特定親族特別控除の創設

19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下の生計を

一にする親族(特定親族)の場合、特定親族の合計所得金額に応じて3万～45万円の特定親族特別控除が受けられます(配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人および白色事業専従者を除く)。

② 給与・公的年金等の収入がある方へ

〈所得税〉

- 7年中の収入が次のいずれかに当てはまる場合は、確定申告が必要です。
- ・給与の収入金額が2000万円を超える
 - ・給与を1ヵ所から受けていて、給与・退職所得以外の所得金額が20万円を超える
 - ・給与を2ヵ所以上から受けていて、年末調整されていない給与収入金額と給与・退職所得以外の所得金額の合計金額が20万円を超える
 - ・公的年金等の収入金額が400万円を超える

税の種類	申告期限	納期限	問合せ
特別区民税・都民税(住民税)	3/16月	普通徴収の場合、年4回(6・8・10・1月の末日)	区役所内 税務課区税第一～第四係☎5984-4537
所得税(復興特別所得税含む)	※所得税(復興特別所得税含む)の確定申告をする方は、住民税・個人事業税の申告は不要です。	3/16月 ※口座振替は4/23(木)。	税務署 練馬東☎6371-2332 練馬西☎3867-9711
個人事業税		年2回(8・11月の末日)	豊島都税事務所☎3981-1211
贈与税	3/16月	3/16月	税務署 練馬東☎6371-2332 練馬西☎3867-9711
個人事業者の消費税・地方消費税	3/31火	3/31火 ※口座振替は4/30(木)。	税務署 練馬東☎6371-2332 練馬西☎3867-9711

※期限を過ぎて申告した場合、8年度住民税の特別徴収税額通知書・普通徴収納税通知書への反映が間に合わない場合があります。

所得税・消費税・贈与税の確定申告

申告は税務署へ

ネットが
オススメ!

確定申告書はスマホやパソコンで作成・提出できます

国税庁HPの確定申告書作成コーナーでは、スマホやパソコンで確定申告書を作成できます。また、マイナンバーカードを使用して提出もできます。



贈与税の申告もスマホでできます

相続時精算課税や贈与税の住宅取得等資金の非課税の適用を受けるためには、3月16日(月)までに申告・納付が必要です。

マイナンバーカードでもっと便利に!

マイナポータルと連携すると、給与所得の源泉徴収票の一部や医療費、ふるさと納税などの内容を自動入力できます。詳しくは、国税庁HPをご覧いただか、お問い合わせください。



郵送で提出する場合の提出先

東京国税局業務センター大手町分室(〒100-8156千代田区大手町1-3-3)に提出してください。※e-Taxの場合は、管轄の税務署に提出してください。

税務署の確定申告書作成会場

2/16月～3/16月に開設

整理券が必要です

受付時間は、平日午前8時30分～午後4時(相談は午前9時15分から)です。申告書の提出のみの場合を除き、入場には整理券が必要です。※体が不自由な方を除き、車での来場はご遠慮ください。※3月1日(日)にベルサール渋谷ファースト(渋谷区東1-2-20)で申告書作成の相談を行います。駐車場はありません。

〈整理券の入手方法〉

※整理券がなくなり次第、受け付けを終了します。

・LINEで事前に申し込み

国税庁のLINEアカウントを「友だち」に追加して申し込んでください。



・当日会場で申し込み

アカウント名:国税庁

問合せ 税務署【練馬東☎6371-2332、練馬西☎3867-9711】

税理士による無料申告相談会

整理券が必要です

小規模納税者の所得税(復興特別所得税含む)と消費税、年金受給者と給与所得者の所得税(復興特別所得税含む)の申告が対象です。土地、建物、株式などの譲渡所得や退職所得がある方、住宅借入金等特別控除が初年度の方などは除きます。

〈日程など〉

管轄	日程	受付時間	場所
練馬東税務署	2/2(月)～3(火)	9:30～16:00	ココネリ3階
練馬西税務署	2/3(水)～6(金)	9:30～11:30 13:00～15:30	石神井庁舎5階

※体が不自由な方を除き、車での来場はご遠慮ください。

※申告書の提出のみの場合は、東京国税局業務センター大手町分室へ郵送で提出してください。

〈整理券の入手方法〉

※整理券がなくなり次第、受け付けを終了します。

①インターネットで事前に申し込み

練馬東税務署管轄区域



練馬西税務署管轄区域



②当日会場で申し込み

◆にせ税理士にご注意ください

税理士資格のない者が税務相談などを受けることは、法律で禁止されています。税理士バッジ・証票を確認してください。

◆便利なキャッシュレス納付をご利用ください

国税の納付には、金融機関や窓口に行かなくても納付手続きができる「キャッシュレス納付」が便利です。

詳しくは、国税庁HP▶

収書は添付不要ですが、5年間保管してください。詳しくは、区HPをご覧ください。

国民健康保険に加入中の方へ

〈医療費のお知らせ〉も医療費控除の申告手続きに使用できます

国民健康保険に加入中で、7年中に医療機関を受診した方へ1月30日に発送しました。お知らせが届かない場合は、ご連絡ください。

問合せ 給付係☎5984-4553

※申告手続きについては、下記問合せ先にお問い合わせください。

問合せ ①②③の住民税について

…区役所内区税第一～第四係☎5984-4537

②③の所得税について

…税務署【練馬東☎6371-2332、練馬西☎3867-9711】



練馬区情報番組